

平成29年第2回若狭町議会臨時会会議録（第1号）

平成29年5月10日若狭町議会第2回臨時会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（14名）

1番	藤本 武士 君	2番	熊谷 勘 信 君
3番	渡辺 英 朗 君	4番	島津 秀 樹 君
5番	辻岡 正 和 君	6番	坂本 豊 君
7番	今井 富 雄 君	8番	原田 進 男 君
9番	北原 武 道 君	10番	福谷 洋 君
11番	清水 利 一 君	12番	小堀 信 昭 君
13番	小林 和 弘 君	14番	松本 孝 雄 君

2. 欠席議員

な し

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 藤本 齊 書記 北清水 佳代

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 下 裕	副 町 長	
教 育 長	玉 井 喜 廣	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	中 村 俊 幸
政策推進課長	森 川 克 己	税 務 住 民 課 長	橋 本 清 考
環境安全課長	深 水 滋	福 祉 課 長 兼 健 康 課 長	小 堀 勝 弘
地域医療・介護 センター事務長	二本松 正 広	建 設 課 長	谷 口 壽
水 道 課 長	岡 本 隆 司	産 業 課 長	森 下 精 彦
観光交流課長	泉 原 功	パレオ文化課長	飛 永 恭 子
歴史文化課長	永 江 寿 夫	教 育 委 員 会 事 務 局 長	木 下 忠 幸

5. 議事日程

第1号

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長の選挙について

第1号の追加1

- 追加日程第 1 議席の指定について
- 追加日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 追加日程第 3 会期の決定について
- 追加日程第 4 副議長の選挙について
- 追加日程第 5 発議第3号 若狭町議会委員会条例の一部改正について
- 追加日程第 6 発議第4号 広報特別委員会の設置について
- 追加日程第 7 発議第5号 原子力発電安全対策特別委員会の設置について
- 追加日程第 8 常任委員会委員の選任について
- 追加日程第 9 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第10 広報特別委員会委員の選任について
- 追加日程第11 原子力発電安全対策特別委員会委員の選任について
- 追加日程第12 公立小浜病院組合議会議員の選挙について
- 追加日程第13 敦賀美方消防組合議会議員の選挙について
- 追加日程第14 若狭消防組合議会議員の選挙について
- 追加日程第15 美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙について
- 追加日程第16 嶺南広域行政組合議会議員の選挙について
- 追加日程第17 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 追加日程第18 総務産業建設常任委員会閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第19 教育厚生常任委員会閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第20 予算決算常任委員会閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第21 議会運営委員会閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第22 広報特別委員会閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第23 原子力発電安全対策特別委員会閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第24 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（若狭町税条例の一部改正について）
- 追加日程第25 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（若狭町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 追加日程第26 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度若狭町一般会計補正予算（第6号））
- 追加日程第27 議案第33号 若狭町行政組織条例の一部改正について

- 追加日程第 2 8 議案第 3 4 号 若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 追加日程第 2 9 議案第 3 5 号 福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加および同組合の規約の変更について
- 追加日程第 3 0 同意第 1 号 若狭町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第 3 1 同意第 2 号 若狭町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第 3 2 同意第 3 号 若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第 3 3 同意第 4 号 若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第 3 4 同意第 5 号 若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第 3 5 議員の派遣について

(午前9時14分 開会)

○ 事務局長（藤本斉君）

皆さん、おはようございます。

議会事務局長の藤本斉でございます。

ただいまから開会されます臨時会は、一般選挙後、最初の議会であります。

初議会では、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により出席議員の中で、年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。

ただいま、ご出席の議員さんの中で福谷洋議員が年長議員でありますので、福谷議員をお願いいたします。

福谷議員、議長席にお着き願います。

○ 臨時議長（福谷洋君）

ただいま、指名を受けました福谷でございます。

本日の臨時会の開会にあたりまして、事務局から説明がありましたように、地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

もとより、議長が選出されるまでの間でございますが、議員各位のご協力により、無事、任務が果たせますようよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は、14名です。

定足数に達しましたので、ただいまから平成29年第2回若狭町議会臨時会を開会します。

日程に先立ち、議会事務局長から諸般の報告をします。

○ 事務局長（藤本斉君）

報告いたします。

地方自治法第121条の規定により議案説明者として、森下町長、玉井教育長、中村会計管理者（総務課長兼務）ほか、各担当課長の出席を求めました。

以上でございます。

○ 臨時議長（福谷洋君）

ここで、町長から、臨時会招集についての挨拶を受けます。

○ 町長（森下裕君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに平成29年第2回若狭町議会臨時会を召集させていただきましたところ、議員の皆さまには、極めてお忙しいところ、全員の御出席を賜り厚くお礼申し上げます。

まずもって、議員の皆さまにおかれましては、この度の若狭町議会議員選挙におきま

して、御当選されましたこと心からお祝い申し上げます。今後の若狭町発展のために、御尽力賜りますよう、切にお願いを申し上げます。

私につきましては、先月執行されました若狭町長選挙により、3期目の若狭町長に就任させていただくことになりました。

今後、議員の皆様、そして、町民の皆様とともに、若狭町の更なる発展のために、初心を忘れず誠心誠意をもって、謙虚に努力をしまる所存でございますので、どうか、議員皆さまの更なる御厚情、御指導、御鞭撻、そして、御支援を賜りますよう心からよろしくお願い申し上げます。

さて、本日、提案いたします案件は、若狭町税条例及び若狭町国民健康保険税条例の一部改正と平成28年度若狭町一般会計補正予算の専決処分の承認、若狭町行政組織条例など、条例の一部改正が2件、福井県市町総合事務組合の規約の変更、若狭町副町長の選任の同意、若狭町教育長及び教育委員の任命の同意、若狭町監査委員の選任の同意についてお願いしております。

議員の皆さまには、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。まして開会のあいさつとさせていただきます。

～日程第1 仮議席の指定について～

○ 臨時議長（福谷洋君）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより、日程に入ります。

日程第1、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

～日程第2 議長選挙について～

○ 臨時議長（福谷洋君）

日程第2、「議長選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 臨時議長（福谷洋君）

異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 臨時議長 (福谷洋君)

異議なしと認めます。

したがって議長が指名することに決定しました。

議長に原田進男君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました原田進男君を議長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 臨時議長 (福谷洋君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました原田進男君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました原田進男君が、議場におられます。本席から、会議規則第32条第2項の規定により、議長当選の告知をいたします。

当選人は受諾の挨拶をお願いします。

原田進男君。

○ 議長 (原田進男君)

議長の就任にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

若狭町も合併をして12年が経過をいたしました。少子高齢化、また人口減少、財政面も非常に厳しい昨今でございます。

そういった中、行政、議会が立場すら違えども、目的は一緒でございます。どうか、この先の苦難を両輪のごとく皆様と一緒に、協力して乗り越えてまいりたいと思います。

全ては町の安全・安心、住民福祉の向上に一生懸命、取り組みをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく御協力のほど申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、議長就任の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○ 臨時議長 (福谷洋君)

以上で議長の選挙を終了いたします。

ここで、暫時休憩します。

(午前 9時23分 休憩)

(午前 9時24分 再開)

～追加日程第1 議席の指定について～

○ 議長（原田進男君）

それでは、早速ですが議長の職を執らせていただきます。

お諮りします。

これより議事は、お手元に配布した、追加議事日程として進めたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（原田進男君）

異議なしと認めます。

したがって、これよりの議事は、日程第1号の追加1により進めることに決定しました。

お諮りします。

追加日程の第1として「議席の指定」を議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（原田進男君）

異議なしと認めます。

よって、これより「議席の指定」を議題といたします。

議席は、会議規則第4条第1項ただいま着席のとおり指定します。

お諮りします。

ただいま申し上げましたとおり議席の指定をすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（原田進男君）

異議なしと認めます。

したがって、議席はただいま指定したとおりとします。

～追加日程第2 会議録署名議員の指名について～

○ 議長（原田進男君）

次に、追加日程第2、「会議録署名議員」の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、1番、藤本武士君、2番、熊谷勘信君を指名します。

～追加日程第3 会期の決定について～

○ 議長（原田進男君）

追加日程第3、「会期の決定」を議題と致します。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(原田進男君)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日に決定しました。

～追加日程第4 副議長の選挙について～

○ 議長(原田進男君)

追加日程第4、「副議長の選挙」を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(原田進男君)

異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(原田進男君)

異議なしと認めます。

したがって議長が指名することに決定しました。

副議長に、坂本豊君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました坂本豊君を、副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(原田進男君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました坂本豊君が副議長に当選されました。

○ 議長(原田進男君)

ただいま、副議長に当選されました坂本豊君が、議場におられます。

本席から、会議規則第32条第2項の規定により、副議長当選の告知をいたします。

当選人は受諾の挨拶をお願いします。

坂本豊君。

○ 副議長（坂本豊君）

ただいま、御紹介いただきました坂本でございます。副議長という重責を御預かりすることになりました。

今の時代は少子高齢化、また人口減社会、非常に舵取りの難しい時代ではございますけれども、議会の皆様、また理事者、管理職の皆様、お互いが協力して、より良い町づくりのために一所懸命、努力をしてみたいと思いますので、よろしく御協力のほど申し上げまして、簡単ではございますが、就任の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（原田進男君）

以上で副議長の選挙を終了いたします。

～追加日程第5 発議第3号若狭町議会委員会条例の一部改正について～

○ 議長（原田進男君）

追加日程第5、発議第3号「若狭町議会委員会条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

12番小堀信昭君。

○ 議員（小堀信昭君）

発議第3号「若狭町議会委員会条例の一部改正について」の提案理由の説明を申し上げます。

本委員会条例の改正につきましては、議員定数が改正されたことに伴い、議会の職務として最も重要な行政事務の審査又は調査について、効率的かつ円滑に行なうため、予算決算常任委員の定数を改めるものであります。

以上、誠に簡単であります。提案主旨のご理解を賜り決議のほど宜しくお願ひ申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

提出者 若狭町議会議員 小堀信昭。

○ 議長（原田進男君）

以上で提出者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長（原田進男君）

質疑なしと認めます。

次に、討論、採決を行ないます。

発議第3号「若狭町議会委員会条例の一部改正について」に対する討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長（原田進男君）

討論なしと認め採決します。

本案について、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

- 議長（原田進男君）

起立全員です。

したがって、発議第3号「若狭町議会委員会条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

～追加日程第6 発議第4号「広報特別委員会の設置について」～

- 議長（原田進男君）

追加日程第6 発議第4号「広報特別委員会の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

5番 辻岡正和君。

- 議員（辻岡正和君）

発議第4号「広報特別委員会設置について」提案理由の説明を申し上げます。

若狭町議会において町政の現状・動向・議会の活動状況等を広く町民に周知し、開かれた議会を追求するとともに、町政に対する理解と協力を得る方策として、議会広報紙発行に係る調査編集を実施するため、地方自治法第110条及び若狭町議会委員会条例第6条の規定に基づき、広報特別委員会を設置するものであります。

よろしく御審議の上、何とぞ決議賜りますようよろしくお願いいたします。以上を持ちまして、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

提出者 若狭町議会議員 辻岡 正和。

- 議長（原田進男君）

以上で提出者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(原田進男君)

質疑なしと認めます。

次に、討論、採決を行ないます。

発議第4号「広報特別委員会の設置について」に対する討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(原田進男君)

討論なしと認め採決します。

本案について、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

- 議長(原田進男君)

起立全員です。

したがって発議第4号「広報特別委員会の設置について」は、原案のとおり可決されました。

～追加日程第7 発議第5号「原子力発電安全対策特別委員会の設置について～

- 議長(原田進男君)

次に、追加日程第7、発議第5号「原子力発電安全対策特別委員会の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

14番、松本孝雄君。

- 議員(松本孝雄君)

発議第5号「原子力発電安全対策特別委員会設置について」、提案理由の説明を申し上げます。

若狭地域は全国でも原子力発電所が集中した地域であり、当町は隣接の町となっています。

現在の原子力発電を取り巻く状況は、福島第一原子力発電所の事故により、国の安全規制体制の在り方が抜本的に見直されているところであり、今なお事故の検証に基づく、電力事業者への安全対策の指示等が行われ、原子力防災対策の策定に向けた取り組みがなされている途上であります。

そのような原子力発電の現状の中で高浜原子力発電所の再稼働が予定される中、当議会では、原子力発電に関する諸施策について調査研究を行うとともに、専門家の話を聞

くなどして原子力に関する知識を高め、事業者及び国に対して、町民が原発に対して感じている不安や疑問などに対する明快な説明と、実効性のある安全対策及び地域産業振興の確保を求めていかなければなりません。

つきましては地方自治法第110条及び若狭町議会委員会条例第6条の規定に基づき、原子力発電安全対策特別委員会を設置するものであります。

よろしく御審議の上、何とぞ、決議賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

提出者 若狭町議会議員 松本 孝雄。

○ 議長（原田進男君）

以上で提出者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（原田進男君）

質疑なしと認めます。

次に、討論、採決を行ないます。

発議第5号「原子力発電安全対策特別委員会の設置について」に対する討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○ 議長（原田進男君）

討論なしと認め採決します。

本案について、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○ 議長（原田進男君）

起立全員です。

したがって発議第5号、「原子力発電安全対策特別委員会の設置について」は原案のとおり可決されました。

～追加日程第8 常任委員会委員の選任についてから、

追加日程第11 原子力発電安全対策特別委員会委員の選任について～

○ 議長（原田進男君）

次に、追加日程第8、「常任委員会委員の選任について」から、追加日程第11、「原子力発電安全対策特別委員会委員」までの4件を一括議題にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(原田進男君)

異議なしと認め、4議案を一括議題とします。

お諮りします。

常任委員会、議会運営委員会、各特別委員会の委員の選任については、若狭町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(原田進男君)

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第8から追加日程第11の各委員の選任については、議長において指名することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

(午前 9時40分 休憩)

(午前 9時42分 再開)

○ 議長(原田進男君)

再開します。

追加日程第8から追加日程第11の各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会の各委員については、若狭町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長から、ただ今配布いたしました各委員名簿のとおり指名いたします。

～追加日程第12 公立小浜病院組合議会議員の選挙について～

○ 議長(原田進男君)

追加日程第12、「公立小浜病院組合議会議員の選挙について」を議題とします。

公立小浜病院組合議会議員は、同組合規約により若狭町議会議員の中から5名選出することになっております。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(原田進男君)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（原田進男君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。
公立小浜病院組合議会議員に渡辺英朗君、島津秀樹君、北原武道君、福谷洋君、小林和弘君を指名します。
お諮りします。
ただいま指名しました諸君を、公立小浜病院組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（原田進男君）

異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名しました渡辺英朗君、島津秀樹君、北原武道君、福谷洋君、小林和弘君が、公立小浜病院組合議会議員に当選されました。
ただいま執行の公立小浜病院組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

～追加日程第13 敦賀美方消防組合議会議員の選挙について～

○ 議長（原田進男君）

次に、追加日程第13、「敦賀美方消防組合議会議員の選挙について」を議題とします。
敦賀美方消防組合議会議員は、同組合規約により若狭町議会議員の中から3名選出することになっております。
選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。
これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（原田進男君）

異議なしと認めます。
したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (原田進男君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

敦賀美方消防組合議会議員に熊谷勘信君、渡辺英朗君、今井富雄君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました諸君を、敦賀美方消防組合議会議員の当選人と定めることに、
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (原田進男君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました熊谷勘信君、渡辺英朗君、今井富雄君が、敦賀美
方消防組合議会議員に当選されました。

ただいま執行の敦賀美方消防組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会
議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

～追加日程第14 若狭消防組合議会議員の選挙について～

○ 議長 (原田進男君)

追加日程第14、「若狭消防組合議会議員の選挙について」を議題とします。

若狭消防組合議会議員は、同組合規約により若狭町議会議員の中から、2名選出する
ことになっております。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選に
したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (原田進男君)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(原田進男君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

若狭消防組合議会議員に辻岡正和君、清水利一君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました諸君を、若狭消防組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(原田進男君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました辻岡正和君、清水利一君が、若狭消防組合議会議員に、当選されました。

ただいま執行の若狭消防組合議会議員選挙の当選人が、議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

～追加日程第15 美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙について～

○ 議長(原田進男君)

追加日程第15、「美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙について」を議題とします。

美浜・三方環境衛生組合議会議員は同組合規約により若狭町議会議員の中から、5名選出することになっております。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(原田進男君)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(原田進男君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

美浜・三方環境衛生組合議会議員に藤本武士君、熊谷勘信君、今井富雄君、小堀信昭君、私、原田進男を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました諸君を、美浜・三方環境衛生組合議会議員の、当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（原田進男君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました藤本武士君、熊谷勘信君、今井富雄君、小堀信昭君、原田進男が、美浜・三方環境衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま執行の美浜・三方環境衛生組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

～追加日程第16 嶺南広域行政組合議会議員の選挙について～

○ 議長（原田進男君）

追加日程第16、「嶺南広域行政組合議会議員の選挙について」を議題とします。

嶺南広域行政組合議会議員は、同組合規約により若狭町議会議員の中から3名選出することになっております。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（原田進男君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（原田進男君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

嶺南広域行政組合議会議員に坂本豊君、北原武道君、私、原田進男を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました諸君を、嶺南広域行政組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（原田進男君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました坂本豊君、北原武道君、原田進男が、嶺南広域行政組合議会議員に、当選されました。

ただいま執行の嶺南広域行政組合議会議員の当選人が、議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

～追加日程第17 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について～

○ 議長（原田進男君）

追加日程第17、「福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を議題とします。

福井県後期高齢者医療広域連合議会議員は、同広域連合規約により若狭町議会議員の中から、1名選出することになっております。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（原田進男君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（原田進男君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

福井県後期高齢者医療広域連合議会議員は、慣例により議長が同広域連合議会議員に

なっておりますので、私、原田進男を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました、私、原田進男を福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選にと定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (原田進男君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました私、原田進男が福井県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

ただいま執行の福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人が議場にいますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

○ 議長 (原田進男君)

ここで、暫時休憩とします。

(午前 9時55分 休憩)

(午前10時 5分 再開)

○ 議長 (原田進男君)

再開します。

先ほど選任しました、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会のそれぞれの正副委員長については、各委員会から決定報告がありましたので、報告いたします。

総務産業建設常任委員会委員長に渡辺英朗委員、同じく副委員長に辻岡正和委員、教育厚生常任委員会委員長に福谷洋委員、同じく副委員長に小林和弘委員、予算決算常任委員会委員長に坂本豊委員、同じく副委員長に渡辺英朗委員、議会運営委員会委員長に小堀信昭委員、同じく副委員長に清水利一委員、広報特別委員会委員長に辻岡正和委員、同じく副委員長に藤本武士委員、原子力発電安全対策特別委員会委員長に松本孝雄委員、同じく副委員長に小堀信昭委員。

以上のおおりに、決定しましたので報告します。

～追加日程第18 総務産業建設常任委員会閉会中の所管事務調査についてから、

追加日程第23 原子力発電安全対策特別委員会閉会中の所管事務調査について～

○ 議長 (原田進男君)

追加日程第18、「総務産業建設常任委員会閉会中の所管事務調査について」から、追加日程第23、「原子力発電安全対策特別委員会閉会中の所管事務調査について」までの6件を一括議題にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（原田進男君）

異議なしと認め、6議案を一括議題とします。

- 議長（原田進男君）

各委員会の委員長から所管事務のうち、会議規則第73条の規程によってお手元に配布しました、申出書記載の事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査を承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（原田進男君）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査を承認することに決定しました。

～追加日程第24、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて(若狭町税条例の一部改正について)」から、追加日程第26、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて(平成28年度若狭町一般会計補正予算(第6号))」～

- 議長（原田進男君）

追加日程第24、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて(若狭町税条例の一部改正について)」から、追加日程第26、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて(平成28年度若狭町一般会計補正予算(第6号))」までの3件を一括議題にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか

(「異議なし」の声あり)

- 議長（原田進男君）

異議なしと認め、3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森下町長。

- 町長（森下裕君）

それでは、承認第1号から承認第3号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。まず、承認第1号「若狭町税条例の一部改正について」であります。これにつま

しては、地方税法及び航空機燃料譲与税の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布されました。これに伴い、当該条例の一部改正が必要となりましたので3月31日付けで専決処分させていただいたものであります。

次に、承認第2号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。これにつきましても、同じく、地方税法及び航空機燃料譲与税の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布されたことに伴い、当該条例の一部改正が必要となりましたので3月31日付けで専決処分させていただいたものであります。

続いて、承認第3号「平成28年度若狭町一般会計補正予算（第6号）」であります。これにつきましては、上中中学校大規模改造工事設計業務委託について、耐震補強計画の判定が遅れたことにより繰越手続きが必要となり、3月31日付けで平成28年度一般会計補正予算において、繰越明許費の追加を専決処分させていただいたものであります。

以上3件につきまして、それぞれ、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定に従いご報告申し上げ、議会の承認を求めるものであります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○ 議長（原田進男君）

提案理由の説明が終わりました。

ただいまから承認第1号から承認第3号の3議案について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（原田進男君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

上程中の3議案について討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○ 議長（原田進男君）

討論なしと認め討論を終わります。

これより3議案の採決を行いません。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（若狭町税条例の一部改正について）」、本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

- 議長（原田進男君）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（若狭町国民健康保険税条例の一部改正について）」、本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

- 議長（原田進男君）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（平成28年度若狭町一般会計補正予算（第6号）」、本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

- 議長（原田進男君）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

～追加日程第27 議案第33号「若狭町行政組織条例の一部改正について」～

- 議長（原田進男君）

追加日程第27、議案第33号「若狭町行政組織条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森下町長。

- 町長（森下裕君）

それでは、議案第33号「若狭町行政組織条例の一部改正について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、私の政治信条であります「みんなで創る みんなの町」をスローガンとして「笑顔全開 地域力発信」を掲げ、「輝きとやさしさに出会える町づくりを目指して」人口減少対策や、交流人口の拡大を図るために策定した、若狭町総合戦略の着実な推進を図ってまいります。また、今後の高齢化社会に対応するため、健康な高齢者の社会参加、医療費の削減、心のかよった医療、介護の取り組みを、福祉、保健、医療の一体化

により促進をいたします。若狭町の諸課題の解決に向けて、より効果的かつ効率的な行政運営ができるよう行政組織改革を行わせていただきます。

そのため、条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものであります。

以上、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○ 議長（原田進男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（原田進男君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論をおこないます。

本案について、討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○ 議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行ないます。

議案第 33 号、「若狭町行政組織条例の一部改正について」、本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○ 議長（原田進男君）

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

～追加日程第 28 議案第 34 号「若狭町特別職の職員で常勤のもの

給与及び旅費に関する条例の一部改正について」～

○ 議長（原田進男君）

追加日程第 28、議案第 34 号「若狭町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森下町長。

○ 町長（森下裕君）

それでは、議案第 34 号「若狭町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する

条例の一部改正について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、若狭町の厳しい財政状況を勘案させていただきますと、特に合併して13年目を迎え、人口減少による普通交付税の減額、合併による有利な優遇制度等がなくなっ
てまいりました。これらが大きな原因ととらえております。

そこで、自らを律して、健全財政に取り組む姿勢を政治判断させていただきました。
今後は健全財政を維持するため、職員の皆様とともに、また町民の皆様とともに、仮称
でございますが、健全財政推進検討協議会を立ち上げ、いろいろな皆様の意見を取り入
れながら、英知を結集して健全財政プランを構築してまいります。

何とぞ、議員各位、町民の皆様方には御理解を賜り、町長、副町長及び教育長の給与
の額を減額する措置をさせていただきます。

つきましては、条例の改正が必要になりますので、この案を提出するものであります。

以上、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の
説明とさせていただきます。

○ 議長（原田進男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（原田進男君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論をおこないます。

本案について、討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○ 議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行いません。

議案第34号、「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一
部改正について」、本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○ 議長（原田進男君）

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

～追加日程第29 議案第35号「福井県市町総合事務組合を組織する

地方公共団体の数の増加および同組合の規約の変更について」～

○ 議長（原田進男君）

追加日程第29、議案第35号「福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加および同組合の規約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森下町長。

○ 町長（森下裕君）

それでは、議案第35号「福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加および同組合の規約の変更について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、福井県市町総合事務組合に、若狭広域行政事務組合を加入させることに伴い、福井県市町総合事務組合規約の一部を変更する必要がありますので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

以上、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○ 議長（原田進男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（原田進男君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論をおこないます。

本案について、討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○ 議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行ないます。

議案第35号「福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加および同組合の規約の変更について」、本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○ 議長（原田進男君）

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

～追加日程第30、同意第1号「若狭町副町長の選任につき同意を求めることについて」から追加日程第33同意第4号「若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて」～

○ 議長（原田進男君）

追加日程第30、同意第1号「若狭町副町長の選任につき同意を求めることについて」の件から追加日程第33、同意第4号「若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて」までの4件を一括議題にします。

これに、御異議ありませんか

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（原田進男君）

異議なしと認め、4議案を一括議題とします。

【玉井教育長退室】

○ 議長（原田進男君）

提案理由の説明を求めます。森下町長

○ 町長（森下裕君）

それでは、同意第1号から同意第4号までの4件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、同意第1号「若狭町副町長の選任につき同意を求めることについて」でございますが、若狭町副町長につきましては、中村良隆氏の任期が、平成29年5月7日をもって満了となっております。そこで、引き続き、中村良隆氏を選任したく、地方自治法第162条の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。

中村氏は、長年にわたり三方町および若狭町に奉職され、平成25年5月からは4年間にわたり、若狭町副町長として町行政の推進、向上に御尽力をいただいております。

中村氏は、行政の現場において数多くの経験を有しておられ、人格は高潔で、また、今まで、各行政分野広範囲にわたり様々な課題に尽力いただいております。本町の副町長として適任者と存じておりますので、特段の御理解を賜りまして、御同意の程よろしくお願い申し上げます。

続きまして、同意第2号「若狭町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」でございますが、現在、本町の教育委員会委員を兼ねた教育長として御活躍をいただいております。玉井喜廣氏は本年5月13日をもってその任期が満了いたします。

平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が

施行され、地方教育行政における責任の明確化のため、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、いわゆる「新教育長」を置くこととなりました。

ただし、同法附則第2条の経過措置規定により、現在の教育長が教育委員として任期満了するまでの間は、従前の例により在職するものでありましたが、このたび、玉井喜廣氏の教育委員の任期が満了するため、新たに教育委員会を代表する「教育長」を任命する必要があるものです。

つきましては、新たな教育委員会教育長として玉井喜廣氏を任命させていただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。

玉井氏は、長年にわたり上中町および若狭町に奉職され、平成25年5月からは、教育委員会委員および教育長として教育行政の推進、向上に御尽力をいただいております。

なお、新たな教育長の任期は、同法の改正により従前の4年から3年となり、平成29年5月14日から平成32年5月13日までとなります。

玉井氏は、行政の現場において数多くの経験を有しておられ、人格は高潔で、近年の教育行政分野における様々な課題に尽力してこられ、本町の教育委員会教育長として適任者と存じておりますので、特段の御理解を賜りまして、御同意の程よろしくお願い申し上げます。

次に、同意第3号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」でございますが、現在、本町の教育委員会委員は5名の委員により構成されておりますが、そのうち、大山早苗氏は、本年5月13日をもってその任期が満了いたします。

そこで、大山委員の後任の教育委員会委員として、田中正志氏を任命させていただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。

田中氏は、長年にわたり三方町農協、合併後の敦賀美方農協に勤務された後、平成25年1月に「株式会社チームみかた五湖」を設立し、代表取締役役に就任され、農業経営をはじめ、地域営農のリーダーとしてご活躍されておられます。

その間、気山小学校PTA会長、若狭町認定農業者協議会理事、敦賀地区防犯連絡所協議会副会長など多岐にわたる職務に携わり、地域住民の教育、産業、防犯等の分野におきまして、地域との密接な関わりを持ちながら、まちづくりの推進にも御尽力いただいております。

なお、先に提案させていただきました新たな教育長の任期は3年でございますが、教育委員の任期は従前と同様の4年であり、平成29年5月14日から平成33年5月1

3日までとなります。

教育を取り巻く環境が大きく変化し、教育の大切さが問われている今、田中氏は高潔な人柄で、地域の信望も厚く、学校教育のみならず、社会教育の分野でも高尚な識見を十分備えられております。本町の教育委員会委員として適任者と存じますので、特段の御理解を賜りまして、御同意の程よろしくお願い申し上げます。

次に、同意第4号「若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて」でございますが、若狭町監査委員につきましては、中西忠雄氏の任期が、平成29年5月12日をもって満了となります。そこで、若狭町監査委員のうち識見を有する者として、増井文雄氏を選任させていただきたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。

増井氏は、長年にわたり三方町農協、合併後の敦賀美方農協に勤務され、農業の発展に御尽力をいただきました。

また、増井氏は、人格は高潔であり、農協では総務部の部長の職に就き、農協の経営にも携わってこられ、経営面における卓越した知識もお持ちでございます。

さらに、今まで農協での職務以外でも、地域のリーダーとして数多くの経験も有しておられ、幅広く、そしてバランス感覚に優れた知識を備えており、若狭町監査委員として適任者と存じておりますので、特段の御理解を賜りまして、御同意の程よろしくお願い申し上げます。

以上、4件につきまして、説明申し上げましたが、御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○ 議長（原田進男君）

提案理由の説明が終わりました。

ただいま提案のありました4議案につきましては、人事案件でありますので、質疑並びに討論は省略し、ただちに採決を行ないます。

同意第1号、「若狭町副町長の選任につき同意を求めることについて」に賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

○ 議長（原田進男君）

起立全員です。

したがって、同意第1号「若狭町副町長の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

次に、同意第2号「若狭町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」に賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

- 議長（原田進男君）

起立全員です。

したがって、同意第2号「若狭町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

【玉井教育長入室】

- 議長（原田進男君）

次に、同意第3号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」に賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

- 議長（原田進男君）

起立全員です。

したがって、同意第3号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

次に、同意第4号「若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて」に賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

- 議長（原田進男君）

起立全員です。

したがって、同意第4号「若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

～追加日程第34 同意第5号「若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて～

- 議長（原田進男君）

次に、追加日程第34、同意第5号「若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本件につきましては、地方自治法第117条の除斥の規定により島津秀樹君の退場を求めます。

【島津秀樹君退場】

- 議長（原田進男君）

提案理由の説明を求めます。

森下町長

○ 町長（森下裕君）

それでは、同意第5号「若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて」の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、若狭町監査委員のうち議会選任の監査委員が、本年4月30日をもって欠員となっているため、島津秀樹氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、御審議の上、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○ 議長（原田進男君）

提案理由の説明が終わりました。

人事案件でありますので、質疑並びに討論は省略し採決を行います。

同意第5号「若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて」本案について原案のとおり同意することに賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

○ 議長（原田進男君）

起立全員です。

したがって、同意第5号「若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

○ 議長（原田進男君）

島津秀樹君の入場を許可します。

【島津秀樹君入場】

○ 議長（原田進男君）

島津秀樹君には、同意されましたのでお伝えいたします。

～追加日程第35「議員の派遣について」～

○ 議長（原田進男君）

次に、追加日程第35、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

若狭町議会議員の派遣については、お手元に配布のとおり、それぞれの議員を派遣するものといたします。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（原田進男君）

異議なしと認めます。

よって、若狭町議会議員の派遣については、お手元に配布のとおり、派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

これをもって、平成29年第3回若狭町議会臨時会を閉会します。

閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会の御審議によりまして、若狭町議会の議長という重責を担うことになりました。もとより、そのような器ではありませんが、若狭町議会議長として、町の発展のために誠心誠意、全力で努めさせていただきたいと、気持ちを新にいたしております。

議員の皆様はもとより、理事者各位におかれましても、更なる御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、議会の組織につきましても新たな構成も決定しました。それぞれの立場で若狭町の更なる発展のために御尽力いただきますようお願いをいたしまして、ごあいさつさせていただきます。

町長より、閉会の挨拶があります。森下町長。

○ 町長（森下裕君）

閉会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

ただいまは、提案いたしました案件に対し、全議案、適切なる御決定をいただき、心から厚く御礼を申し上げます。

また、本議会で議会の構成が新しくなりました。議長に原田進男議員が、副議長に坂本豊議員が就任されました。心よりお祝い申し上げます。

また、議会の組織につきましても、新たな組織に構成をされました。議員各位には、更なる御活躍を心からお祈り申し上げます。

今後、町行政に対しましても若狭町発展のため、なお一層の御理解、御協力、御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、今月から来月にかけて、町が主催する行事がいくつかございます。

今月の20日と21日には、「第26回若狭・三方五湖ツーデーマーチ」、また、来月の4日には、「第13回わかさあじさいマラソン」が開催されます。

是非、たくさんの皆様に御参加していただき、盛大な開催となりますよう、また、素晴らしい晴天になることを期待いたしております。

なお、どのイベントにつきましても、若狭町の魅力と地域力を発信する絶好の機会です。明るく、元気で、笑顔いっぱい、そして、おもてなしの心をしっかりもって、再び当町にお越しただけるようにしたいと思います。

議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただき、町政発展のため、ますます御活躍を心から御祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのお礼の御挨拶といたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(午前10時46分 閉会)